

事務連絡
令和6年4月30日

都道府県
各指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和6年度介護報酬改定等に伴う社会福祉充実残額の算定に関するQ&Aについて

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定により、新たに介護職員等処遇改善加算が創設され、各介護サービス事業所等においては、この加算措置の活用等により賃金改善を行うこととされています。この際、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）により、令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可能とされており、繰り越しを行った場合の社会福祉法人における会計上の処理については、「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第2版）の送付について」（令和6年4月4日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において示されています。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、新たに福祉・介護職員等処遇改善加算が創設され、介護報酬と同様に、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日障発0326第4号・こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）により、令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることが可能とされています。

以上を踏まえ、令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した場合の、令和6年度末日現在の社会福祉充実残額の算定に関する取扱いについて別紙の通りお示しいたします。各所轄庁におかれましては、ご了知いただくとともに、社会福祉法人等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 法人経営指導係
TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

令和6年度介護報酬改定等に伴う社会福祉充実残額の算定に関するQ&A

問 令和6年度の介護報酬における新加算等(「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第2版)の送付について」(令和6年4月4日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)における「新加算等」と同じ。)の算定額のうち、令和7年度の賃金改善の原資として令和7年度に繰り越した額(以下、「繰越金」という。)は、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」の3(4)①注3(以下、「注3」という。)に該当し控除対象となるか。

(答) 繰越金を他の積立金と分け、積立の目的を示す名称を付して積立金として処理した場合、注3に該当するものとして取り扱って差し支えない。なお、令和6年度の障害福祉サービス等報酬における新加算等(「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日障障発0326第4号・こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)における「新加算等」と同じ。)の算定額のうち、令和7年度の賃金改善の原資として令和7年度に繰り越した額についても同様である。